

ご契約中のお客さまへ

平成 29 年 4 月 1 日から、ガス事業法の改正により、ガスの小売供給が自由化されます。これまで、簡易ガス供給約款によりガスの供給をさせていただいているお客さまにつきまして、今般のガス事業法令の改正に伴い供給約款の規定を一部変更させていただきますが、基本的には、これまでの供給条件を継続した供給契約とさせていただきます。

対象契約種別

一般料金（お客さまの契約内容は、「ガスご使用量等のお知らせ」に記載しています「契約種別」をご覧ください。）

変更のポイント

下記のように約款を変更いたしますが、変更後の契約条件等に異議がある場合は、解約金が発生することなく、解約することができます（期間の定めのある契約においては契約期間中であっても同様といたします。）。ただし、集合住宅等では、お住まいの方々の総意により解約できない場合がありますので、家主様・管理組合様等にご確認ください。

なお、このほか、今般のガス事業法令の改正に伴い、又は用語の整理により、約款を一部変更していますが、実質的な内容の変更はございません。

- ① 供給条件等を記載した供給約款の名称を「簡易ガス供給約款」から「簡易ガス小売供給約款」に変更致します。また、「ガス使用契約」から「簡易ガス小売供給契約」に変更いたします。
- ② ご契約中であっても、供給条件等を変更することがあります。その場合は、変更する内容を原則として変更実施日の 15 日前までに本社窓口に掲示するなどして周知を行います。
- ③ 供給条件等の変更（契約期間の延伸を含みます。）の際は、その変更内容や新たな契約期間をお客さまにお知らせいたします。その際、変更しようとする事項の説明を、訪問、書面の送付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、当該変更をしようとする事項を説明し、書面に記載することについてあらかじめ承諾して頂きます。ただし、供給条件等の変更が、法律の制定又は改廃に伴う変更、又は実質的な変更を伴わないものについては、特に求めがない限り、説明及び書面に記載しないことがあることをあらかじめ承諾して頂きます。
- ④ 料金を支払期限内にお支払い頂けない場合などには、当社から契約を解除させていただくことがあります。その際は、解除日の遅くとも 15 日前と 5 日前に文書等で 2 回通知いたします。
- ⑤ また、契約解除前にガスの供給を停止する場合も、上記と同様に 2 回通知するとともに、その事由として「お客さまの責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合、不正にガスを使用された場合において、当社がその旨を警告しても改めていただけないとき」を新たに対象とさせていただきます。
- ⑥ お客さまが、簡易ガス小売供給契約の変更を申し出られた場合、その変更は、「申出の日から 15 日以降の検針日の翌日から」とさせていただきます。
- ⑦ 保安上必要と認める場合は、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、ガス機器について、修理、改造、移転又は特別の施設の設置を求め、その費用をお客さまに負担して頂く場合があります。
- ⑧ 保安・ガス機器調査のため必要な場合は、簡易ガス小売供給契約を解除された後であっても、使用場所に立ち入りさせていただきます。

※**上記変更内容をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。**

変更内容にご承諾いただけない場合は、お手数ですが、平成 29 年 3 月 31 日までに、当社へご連絡ください

ガス小売全面自由化について

● ガス小売全面自由化および供給地点特定番号のご説明

- ・ 平成 29 年 4 月 1 日から改正ガス事業法の施行によりガス小売全面自由化が実施されることになり、都市ガス及び簡易ガスの供給区域又は供給地点の独占制並びに料金規制が廃止されます。
- ・ これまで当社は、一部の大口契約を除き、近畿経済産業局長の認可を得て（若しくは届け出て）ガス料金を設定してきましたが、今後はこのような行政手続きが不要になります。
- ・ お客さまがガスの使用場所を特定する番号として、「供給地点特定番号」が設定されます。「供給地点特定番号」は、「ガスご使用量等のお知らせ（検針票）」などでお知らせ致します。

今後とも、大和ガスをご愛顧賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

(注) なお、**平成 29 年 4 月以降も引き続き、大和ガスとご契約いただける場合は、お手続きは不要**です。

(ご参考) ご契約内容の概要について

■ 料金単価表

名 称	適用条件	区 分		基本料金	原料費調整単位料金 【平成 29 年 1 月分】
		A	B		
一般契約	なし	A	0.0 m ³ ~8.0 m ³	864.00 円	339.49 円/m ³
		B	8.1 m ³ ~30.0 m ³	1,209.60 円	296.29 円/m ³
		C	30.1 m ³ ~	3,024.00 円	235.81 円/m ³

※原料費調整後単位料金は、原料費調整制度に基づき、基準単位料金に平成 29 年 1 月の原料費調整単価【-100 円 70 銭】を反映したものです。

- 上記の料金は早収料金（すべて税込）です。支払義務発生日（検針日等）から 20 日経過後にお支払いいただく場合には、遅収料金（3%割増）となります。
- お客様に適用する単価（円/m³）は、基準単位料金に原料費調整価格を反映して毎月決定されます。
- ガス料金は、口座振替及びクレジットカード支払い、または払込み等の方法により、支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目（支払期限）までにお支払いいただきます。支払期限を経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただくことがあります。
- 詳細は、本社窓口及び当社ホームページへ掲載しておりますので、ご覧ください（書面をご希望の場合はご連絡ください）。
(URL : <http://www.daiwa-gas.co.jp>)

● 供給施設等の設置工事について

お客さま資産の供給施設の設置及び修繕費（修繕、改修、取替え等に要する費用）は、お客さまに負担して頂きます。また、供給開始前に簡易ガス小売供給契約又はガス工事契約をお客さまの都合により変更又は解約される場合は、これに要する工事費をお客さまに負担して頂き、変更又は解約によって生じた損害を賠償して頂きます。

● 保安上の取扱いについて

お客さま資産については、お客さまの責任において管理して頂きますが、ガス事業法令の定めるところにより、検査及び緊急時の措置等の保安責任を当社が負います。また、お客さまの承諾を得て、内管及びガス機器等について調査し、その調査結果を速やかに通知しますが、調査できなかった場合等において、当社の責に帰すべき事由以外の事由によりお客様が損害を受けられたときは、当社は賠償の責を負いません。

なお、調査の際はお客さまの立会が必要となります。

【窓口】	問 合 先	総 合 企 画 部
大和高田市旭南町 8 番 3 6 号	連 絡 先	0745-22-6220
大和ガス株式会社	受 付 時 間	9:00~17:00 (土日祝除く)